

令和3年7月29日

労働災害防止団体、建設事業者団体、公共工事発注機関の長 殿

京都労働局労働基準部健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について

標記については、令和2年8月21日付け（令和2年10月20日付けで一部改正）でご案内し、さらに令和3年7月7日付けで一部改正し、当該通知（以下「改正通知」という。）を傘下の会員事業場等に対して周知いただくとともに、法令で規制されているか否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をお願いしたところですが、当該改正に当たり参考としたデータについて確認が必要であることが判明したため、当面の間、当該改正の適用を保留することとします。

つきましては、改正通知の取扱いにご留意いただきますようお願いいたします。

なお、改正通知を踏まえ既に実施している工事については、改正通知を参考にばく露防止のための措置を徹底していただきますようお願いいたします。

担当部署	京都労働局 労働基準部 健康安全課
連絡先	TEL:075-241-3216 FAX:075-241-3219 Email:kenkouanzenka-kyoutokyoku@mhlw.go.jp